

小笠原諸島振興開発計画の策定について

このたび、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、東京都が定める小笠原諸島振興開発計画を策定しましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1 計画について

- (1) 小笠原諸島の平成 21 年度から平成 25 年度までの振興開発の方向を示すもので、自然環境の保全と産業振興の両立による自立的発展を目指すことを基本理念としている。
- (2) 計画に基づく事業は、国庫補助の対象となった場合、補助率のかさ上げなどの特例措置を受けることができる。

2 計画の策定について

平成 21 年 3 月に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正・延長されたことを受け、国が定める小笠原諸島振興開発基本方針が同年 6 月に告示された。

東京都は、これを受け、小笠原村から提出された計画案をできる限り反映し、魅力ある小笠原らしいまちづくりの推進などによる観光振興、医療や教育の充実による定住環境の向上、本土との交通アクセス手段についての幅広い検討などの諸施策を展開するとして小笠原諸島振興開発計画を策定した。

3 計画の内容

別添「小笠原諸島振興開発計画」を参照

4 都民意見募集について

別添「小笠原諸島振興開発計画に対する意見募集等の状況」を参照

5 計画の周知

計画の全文は、総務局行政部振興企画課、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎 3 階北側）で閲覧できます。

また、東京都総務局ホームページ(<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/>)からもご覧いただけます。

問い合わせ先 総務局行政部振興企画課 電話 03 - 5388 - 2468
--